

令和6年度 住み続けたいまち山辺住宅建設等支援事業

持家住宅等の建設促進による住環境の整備、地元関連業界の振興、消費需要の拡大及び景気浮揚を図るため、町民が自ら居住する住宅等を町内の施工業者を利用して増改築、改修工事（山形県住宅リフォーム総合支援事業に該当する住宅の増改築工事以外）を行う場合に工事費用の一部を助成する事業です。

ただし、**すでに着工している工事や、完了している工事は対象になりません。**

対象となる工事

- ① 山辺町内にあり、自らが所有し、自らが居住する住宅または町内で自ら営む店舗及び自ら使用する附属建築物（基礎構造を有するものに限る）の増改築、改修工事であること。
ただし、店舗及び付属建築物は、住宅と同一敷地内にあるものに限る。
- ② **町内に住所を有する個人事業者または町内に本店、支店若しくは営業所を有している法人**が施工すること。
- ③ この工事について、**町の他の補助金、利子補給などの補助制度を申請しないこと。**

補助金の額

補助金の額は、建設工事に要する費用の総額の**10分の1以内**、上限額**12万円**です。
10分の1を乗じた額に千円単位未満がある場合は切り捨てます。

※建設工事に要する費用には設計費、工事監理費及び消費税を含めることができます。

※建設工事と併せて、山辺町木造住宅耐震改修補助金を利用する耐震改修工事を行う場合の工事費用は対象になりません。

補助の申請ができる方

次のすべての項目に該当する方が申し込みをすることができます。

- 補助の対象となる住宅等の所有者であること。
- 申請時において山辺町に住所を有する者であること。または工事完了届の提出時までに山辺町に転入手続きを行い、居住すること。
- **令和7年2月28日まで**に工事完了報告書を提出することができること。
- 令和6年度山辺町住宅リフォーム支援事業の補助金を申請していないこと。
- 住宅に居住する方全員について、過年度分も含め、諸税（町税等）を滞納していないこと。
- 暴力団員等ではないこと。また、暴力団もしくは暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

申請の方法

申込受付期間 **令和6年4月22日（月）～令和6年5月17日（金）**

申込受付窓口 山辺町建設課 管理用地係（山辺町役場2階）

申 込 書 類

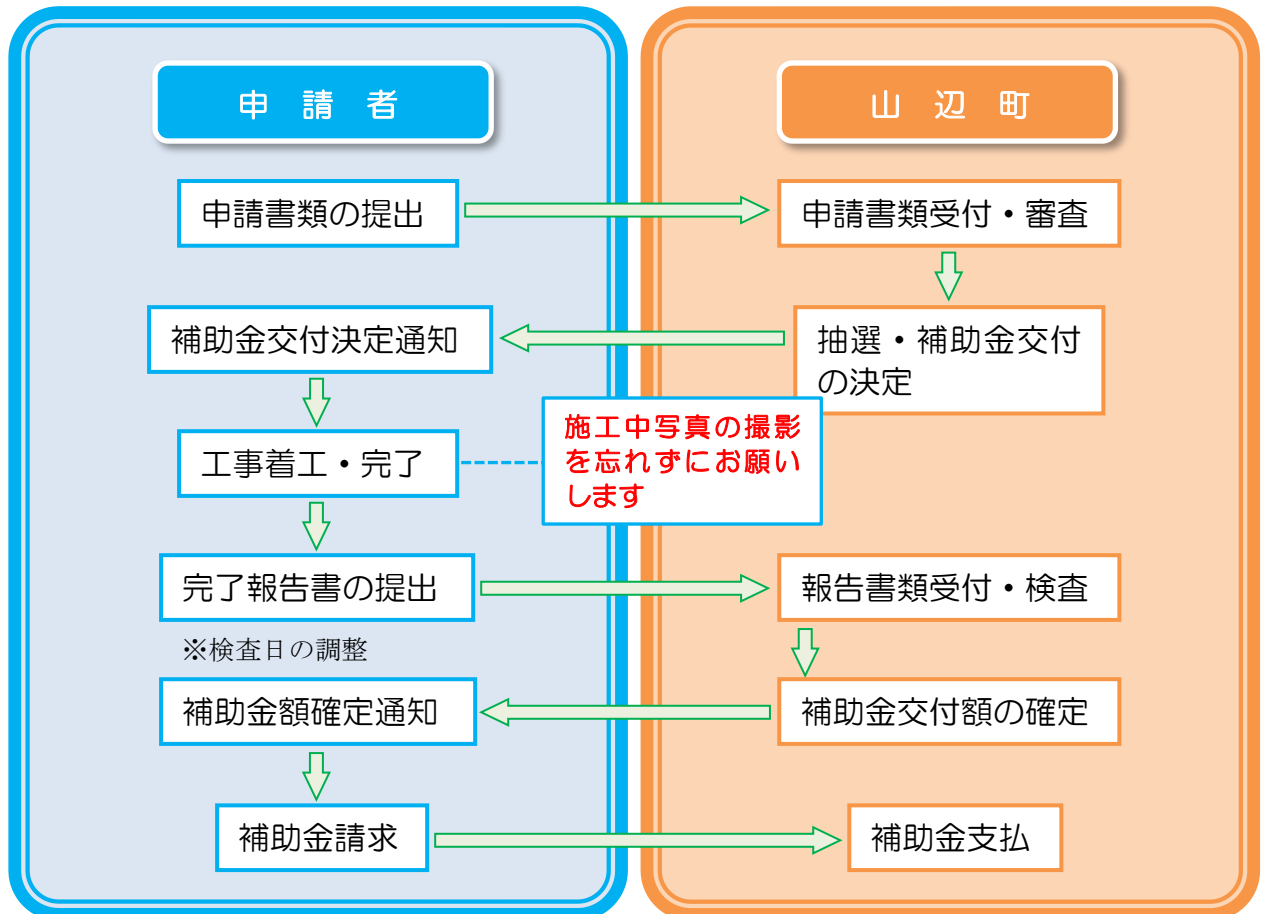
- 交付申請書
- 工事設計図
- 工事内訳見積書
- 着工前写真
- 住民票謄本
- 前年度の納税証明書（町外在住者のみ）

補助金交付決定通知日（予定） 6月7日（金）（予定）

※申請された補助金額が予算額を上回った場合は、抽選で補助金を交付する方を決定いたします。

事業の流れ

補助金を円滑に交付するため、必ず補助金**交付決定通知**の決定日以降に**工事着工**してください。**決定通知日より前に着工してしまうと補助金を受けられなくなります。**
また、別途着工前までに施工業者と工事契約を締結しておく必要もあります。



※山辺町住宅リフォーム支援事業補助金も含め、**町でご案内している他の補助制度や利子補給制度とは原則併用できません。**また、**介護保険からの給付も併用できません**のでご注意ください。

お問い合わせ：山辺町 建設課 管理用地係 TEL023-667-1113 (建設課直通)